

月例総会議事録

1 招集日時 令和7年9月17日（水）

2 開会日時及び場所

令和7年9月17日（水） 午後2時00分

防府市役所 本館2階 共用会議室2A・2B・2C

3 閉会日時 令和7年9月17日（水） 午後3時10分

4 委員氏名

(1)出席者（14名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 翼 （5番）原田 政祥
（6番）倉重 俊則 （8番）田村 正信 （10番）貞平 克己 （11番）池田 寛
（12番）松永 初恵 （13番）熊安 悅子 （14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子
（16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌

(2)欠席者（4名）

（4番）関谷 芳広 （7番）木原 伸二 （9番）松田 祥治 （18番）横木 勉

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 栗原 努
〃 事務局長補佐 砂田 智子
〃 書記 福田 謙一郎
〃 書記 徳永 有華
〃 書記 筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号 農用地利用集積等促進計画案について（所有者・機構間契約）

議案第54号 農用地利用集積等促進計画案について（機構・受け手間契約）

議案第55号 農用地利用集積等促進計画案について（一括契約）

議案第56号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について（一括契約）

報告第62号 地域計画の変更について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

3番 小山 翼委員

5番 原田 政祥委員

午後2時00分開会

○事務局 ただいまから令和7年度9月の月例総会を開催いたします。

本日は、4番、関谷委員、7番、木原委員、9番、松田委員、18番、横木委員の4名が欠席でございます。

過半数の委員が御出席でございますので、規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後に、議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、3番の小山委員さん、5番の原田委員さんにお願いします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第51号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第51号を御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第51号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は6件になります。

目的については、所有権の移転が6件です。

譲受理由は、相手方の要望によるが2件、規模拡大が2件、新規就農が1件、耕作便利が1件です。

譲渡理由は、耕作困難が6件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第51号の1は、所有権移転の申請です。現地確認を事務局2名と原田委員を行い、及び申請者への聞き取りを9月5日に行いましたので報告します。

現地は、資料2ページを御覧ください。—————があり、そこから—————の方向にあります。

資料1ページの—————から—————に—————mのところにあります。話を聞いたところ、譲渡人は—————から土地を————しましたが、————に住んでいて農地の管理ができないために農地を譲渡したいと、————に相談して探していた。譲受人より話があり譲り渡すとされた。

譲受人は、4ページの営農計画書を御覧ください。作目及び利用計画に花卉栽培と書いてあります。現在、小菊を栽培しておられ、家から近いので譲ることにしたということです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件について。所有されている農地を効率よく耕作されている理由により、譲受人は耕作要件、農器具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認しました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第51号の2は、所有権移転の申請です。資料は、5ページから8ページを御覧ください。

現地確認を、9月4日に事務局2名と熊安委員で行いました。

申請者への聞き取りを9月9日に行いましたので、報告します。

申請地は、――――から――――に――――mにあります。

譲渡人は――――であり、耕作の縮小を考えていたとのことです。

譲受人は、申請地が――――で隣の田んぼを耕作しており、規模拡大のため、農地を取得したことです。

譲渡人は――――ですが、――――に農作業を手伝ってもらうとのことです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件は、特に問題ないと思われます。

第4号の農作業常時従事要件は、――――で徒歩で通える距離であるため、問題ないと思われます。

第5号の転貸禁止要件は、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率化の総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号は全てクリアしており、許可要件の全てを満たしてい

ると考えます。皆様の御審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ありませんか。

では、私のはうから。

この地域は今、――――についての進行をしている地域です。私から言わせれば、このままいけばやる気のある農家は、本当に農業の集積が進んで、この地域を耕作できる権利を有することになるのですが、わざわざこのたび、所有権の移転をされてまで拡大をされる理由についてお伺いしたいのですけれども。そもそもが――――していただける方なのかどうかというのは、どの程度確認されておられるのか。

○事務局 そこまでまだ確認は、御本人さんには私は確認していませんが、―――あたりも全部、この譲受人の田んぼなんです。

○藤井会長 ですよね。この表の見方も分からぬのですけれども、経営は——とかなっているけれど、これは——が進んでいるから、中間管理機構に預けているという形でこの面積になっているのですか。本来なら経営面積がもっとある、従来ならあるはずだと思うんですけれども。貸付のところがやたら大きいのは、中間管理機構に預けているからこんな感じになっているのか。分からぬ。この状況がどうなっているか、振興課でも後日でいいですから確認されて、—————状況の人なのかどうか。

○事務局 圃場整備を進めていく上で、私は絶対に作りたいという方もいらっしゃるみたいです。この方がどうかどうか分からぬのですが、それについてどういうふうに地域の中で区別していくかというところで、一応整備課のほうと振興課のほうといろいろと話合いながら進めているのですけど。

この方は今、持つていらっしゃるものはまだ——のほうに行っています。今後、もしこの地域が全部——のほうの対象になると、近いうちになるということになると、多分利用権がついてくると思います。利用権については限られた人しか利用権をつけられないというところになっておりますが、——さんについては、既に——のほうに利用権がついております。買われる、受入人の——については、これは利用権がまだついておりません。

森本さんのほうはもう利用権についております。——というところが担い手というふうになりますので。こういったところを私ちょっと拡大したいんだという——の農家さんです、中にいらっしゃいますので、そういったところをどういうふうに処理するかというところで、今後は一旦利用権は——につけるんだけど、もちろん工事するまでの間はまだ先の話でございます。一年とかかかると思います。その間、耕してもいいし、もし——が終わった後、これがどこの権利になるか分かりませんけど、そこについては多分——のほうで農作業委託という形で処理することをお伺いしております。以上です。

○藤井会長 ―――に協力した上で、その後に自分で耕作したい意思があられた方は、それなりのい

ろんな方法があるでしょうけども、とりあえず——に賛成していただかないと、まとまった区画にならないので、そこを確認ができますれば別に心配ないと思います。分かりました。地元委員さんも、もしそういう状況で、知る機会があればぜひ確認してみてください。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、お願いします。

○1番 1番の池田です。議案第51号の3は、所有権移転の申請です。

現地確認を9月5日午前中、市事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。また、申請者への聞き取りを9月14日に行いましたので、報告いたします。

10ページを御覧ください。現地は、——地区で、————になります。

本人に話を聞きましたところ、譲渡人は——となり耕作困難、また家もかなり離れておりまして、通っていくことがなかなか難しくなったということで、譲り渡すことにされたそうです。

譲受人の方は、新規就農者で——歳です。現在——されているそうです。本人の営農計画書を見ますと、鍬を保有しているだけとあり、現地は、セイタカアワダチソウやほかの雑草で覆われておりますと、とても無理ではないかと伝えましたが、本人は必要に応じて草刈り機などを購入するということでございます。申請地の面積は——m²で畠としては狭いし、少しずつでも管理され、作物を作る喜びを味わってくださいと言い、頑張りますのでよろしくお願いしますとのことでした。

農地法第3条第2項で第1号の全部効率利用要件については、農機具の保有は鍬一つということで、これからという異例ではありますが、新規就農で頑張りたいという強い意志を感じましたので、応援したいと思います。ほかの要件は該当いたしません。

再度申しますけど、私は太陽光発電設備の多い中で、若い人が新規就農者として手始めに身近なことから挑戦しようとされている、そんな姿を尊重したいと思います。報告は以上です。皆様方の御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 ぜひ、池田さん、相談に乗ってあげて、これからもよろしくお願いします。

それでは採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第51号の4は、所有権移転の申請です。

資料は13ページから16ページを御覧ください。

現地確認を9月4日に事務局2名と熊安委員で行いました。

譲受人の聞き取りを9月8日に行い、譲渡人への聞き取りは9月9日に行いましたので、報告します。

申請地は、――――から一に約――mにあります。譲受人は、申請地が――――で隣の田んぼを耕作しており、耕作しやすいことから譲り受けたことにしたとのことです。

譲渡人は、維持管理が困難であるため、譲り渡すことにしたということです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件は特に問題ないと思われます。

第4号の農作業常時従事要件は、自宅の目の前で徒歩で通れる距離であるため問題ないと思われます。

第5号の転貸禁止要件は、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号は全てクリアしております、許可要件の全てを満たしていると考えます。皆様の御審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見などあればお願ひします。どうぞ。

○5番 5番、原田です。資料の中に、受人の年齢ですけど、――歳で書いてあります。2番のところに――歳で書いてありましたけど、計画書の中で3番目に単独で行うって書いてありますから、この方――歳で単独で行われるということなんですね。年齢的なものあんまり言うとちょっとあれかもしれないんですけど、その辺は大丈夫でしょうか。

○藤井会長 どうですか。

○12番 大丈夫です。すごくお元気で。――歳、――ぐらいまで――をやってらっしゃったし、この――――の作業なんかも率先して行われますし、今度――もあるのにもそれにも参加される元気なお方です。稻作にはすごいこだわりを持って、ここにお伺いした時も1時間ぐらい、米作りの話をお聞きしました。

○5番 分かりました。頑張ってください。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されます。

続きまして、5番、地元委員さん、お願ひします。

○11番 11番、池田です。今日、横木委員が欠席なので代わって説明いたします。

議案第51号のほうは、所有権移転の案件ということで、現地確認を9月9日、事務局2名と横木委員で行いました。

譲受人、譲渡人への聞き取りを9月10日、12日に行いましたので、それを報告します。

現地は、資料の18ページにありますように、市内から真尾に入ってすぐの場所です。

譲渡人は、去年の7月にこの農地を取得され、保全管理をされていました。耕作はされていません。横木委員も知らなかったということですが、この農地は——年前に地上げされた農地です。今回、譲受人は水稻を計画していましたが、諦めて果樹ポポーと言うんですか、栽培することです。

なお、今年から譲渡人の農地で稻を栽培されています。これが結局、前の譲渡人の問題に発展するんですけど、転貸禁止要件に該当するんですよね、これが。稻を栽培されている、既に栽培されているところがあるんですけど、そこは譲渡人の農地なんです。これもちょっと問題があります。

農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件について、1人で耕作される農機具の保有状況は、——に出向き確認しましたが、農地の全てを効率的に利用できると認められます。

第2号の農地適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件につきましては、1人で作業され、農作業を行う必要がある日数については従事されるということです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら栽培されるので転貸禁止要件には該当しませんが、譲渡人の件もありますので、念を押しておきましたということです。

第6号の地域調和要件ですが、場所的に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様の御審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。

この案件につきましては、農地取得後2年2耕作、何もされないまま第三者に譲るということについて、今後どう対応するかという話につながるのかと思うんですけども、事務局の説明もありましたように、2年2耕作が法的な根拠は何もない状況の中で、だからといって、みすみす何もしないというのも少し問題があるのでないかなというふうには思っております。

防府市として何ができるのか、何らかの釘を刺す手立ては講じるべきではないかという考えを私は

持っておりますので、ぜひこれから、事務局のほうも各市町のいろいろな情報を把握することに努めますので、皆さん方もどうするのかそれぞれ考えていただいて、また意見のすり合わせをして、法的な根拠力、拘束力はないにしても、何らかの形で防府市農業委員会としての意思が示せるような状況に持つていけたらなという思いでおりますので、ぜひ皆さんその辺のところは考えていただきたいというふうに思います。それを踏まえて今回の件。

○11番 ちょっと補足しますけど、もう一件、今説明しましたけど、この譲渡人は転貸禁止要件、農地と家を取得されて、ここじゃないんですよ、場所はここじゃないんですけど、それに該当しているのがあるんです。この耕作者は現にもう水稻を作付している。そういう問題について、これは転貸禁止要件ははっきり法に書いてありますから、こういうのが出た場合、どういう対処をするかというのを事務局のほうで、よく検討してもらいたいと思います。ちょっとこれはどうかなという気がします。

○藤井会長 これは作業受託ではなくて、その人の収入としてなっているわけですか。

○11番 私も詳しくは聞いていないんですけど、3条で取得されて、もちろん家がありますね、家と農地と一緒に取得して、家のほうは倉庫に変えて敷地拡張で資財置場もやっているんですけど、その農地はもう既に転貸されているところがあるんです。この方に、譲受人に。

○藤井会長 転貸がはっきりしているんですか。

○11番 はっきりしています、稻が作ってある。

○藤井会長 それ作業受託じゃないですか、分からんよ。

○11番 転貸とお聞きしましたけど、それはどうなのかということで個人からお聞きしています。

○藤井会長 その辺も含めて、本当に転貸されているのなら、ちょっと対処を考えないといけないと思うんですけど。転貸なのか作業委託なのかがちょっと微妙なところなんで、その辺をはっきりしなくてはいけないと思いますけれども。その上で、本当に転貸ならば、何らかの考え方を示さなくてはいけないと思うんですけど。事務局、その辺はどうなんですか。

○事務局 ここの例に限らず、いわゆる闇耕作といわれるところはたくさんあると思います。そのほとんどの原因が、書類で組み交わすよりは試しに作らせてくれというのがズルズルいっているようなパターンもございますし、もしかしたら管理とか1年目作ってみて、正式にやると、お試しでやるというところで探りを入れながらやるというところもあると思いますので、それぞれのパターンでいろいろ考慮しながら考えていかなくちゃいけないのかなとは思っております。ただ、ほかの人が作っているからといって頭ごなしにというところよりは、作っていただけるんだったら耕作放棄地にするよりは、どういうふうな経緯で今後、処理的にやっていくのかというところも含めて、皆さんと共に指導していくというところが一番適切ではなかろうかと思っております。以上です。

○藤井会長 闇耕作というのは現実に横行しているわけですけれども、これ厳密に言ったら法律違反ですから。その辺は、それを是正するのも農業委員会の仕事なので、ぜひ正式な契約を結ぶ努力も委員

会としてしていかなくちゃいけないので、それとほぼ同じような扱いなんで、そっちのほうもどうするかを、これから皆さんとしっかり考えていかなくちゃいけないと思いますので、なるべく正式な契約を進めて耕作していただくというのが本来の形だと思いますので、その辺のところも含めて、今回の状況はちょっとよく確認してみてください。それ以外の問題も含んでいる案件ですので、その辺の確認をよろしくお願いします。

ほかこの件で何か御意見をございませんか。どうぞ。

○藤井会長 地元委員さん、いかがですか。

○11番 私もちょっと、今日代理なんで、話を直接御本人さんから伺ってないんです。それで、これ最初の計画の差し控えですけど、これ水稻で出てたんです。ところが、現地見た時はここは段差が高いし、――――ではないし、山手でここは水もないよ、水稻できませんよという判断だった。それからこの話を見たら、ポポーっていうか、私はポポーそのもの知らないんですけど、申し訳ない。だからその辺の経緯は分からないです。

○2番 それは地元委員さんにもぜひ確認できれば、ぜひ確認してみていただきたいと思います。

○藤井会長 はい、どうぞ。

○6番 6番、倉重です。今気づいたんですけど、果物を栽培するのに農機具とかトラクターとかコンバインとかそういうのがいるはずがないので、それはちょっと矛盾するんじゃないですか。米を作るんだったらいいんですよ。問題ないんですよ。それ持ってて、持ってるからポポーを作れるとか、そういうことにはならないと思うんですけど。いかがでしょうか。

○11番 11番、池田です。現地は、本当にかさ上げしてですね、石ころまであるような状態です。本当はブルで回転しないと、ちょっと難しいということです。ですから、この案件は今の不耕作で転売するなどいろいろなことが絡んで、本当はあれなんです、どうかなっていう感じは確かにあります。だから、現地確認、1年後とかそれを見ても、あとは今、過去の許可案件の調査というのもなくなっていますよね。あれもなんでなくなったか分からないんですけど、令和5年の時に下限面積がなくなったから、件数が増えたからなのかどうか分からないんですけど。調査というのもないですよね。なくなったですよね、過去の許可案件。あれどうなんですか。今、何か現地を1年後に確認してくれとか言つたら、現地を確認することですよね。

○事務局 以前の担当によると、皆様からの御意見で、現地の確認というのはなくしたということを聞いてはおります。ただ、農地パトロールの時に異常があると発見されたのであれば、事務局のほうに御一報いただければ、また確認して問合せなり指導なりができるかとは考えておりますので、今、農地パトロールしていただいているところですので、ここ二、三年で許可があったところについて適切にやっていないと思われるのであれば、事務局のほうに御連絡いただければと思っております。

○藤井会長 事務局のお話がありましたように、結構あの当時、許可案件を追うのは地元委員さんの負担が結構大きいということで、それならば農地パトロールの時に注意して見ていただく、1年2回の報告でいいんじゃないかということで、とりあえずそれで様子を見ようということにしたという認識が私にはありますので、もしそれで皆さんが足りないと言うのであれば、また元に戻したいと思いますけれども、それで足りるという判断なら、それでちょっと続けてみたいという思いで、そういう指示を出した覚えはあります。そのところは御理解いただきたいと思います。もしそれが本当に必要ならば、また復活させてもいいと思います。

それで今回、このさっきの説明では、この譲受人に関しては耕作の状況がどういう状況か分からないけれども、現在、譲渡人の土地で水稻されている。ちゃんと営農形態はある、それだけの能力はあるという判断を地元委員でされたというのは認識しておるんですけども、それでよろしいんですか。今回の土地が作物に合うか合わないかというのは、ちゃんと検証する必要があるかと思いますけれども、しばらく様子を見ていただいて、着実に何らかの形を残していくように指導していただきたいと思います。それではよろしいですか。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明お願いします。

○8番 8番、田村です。

議案第51号の6番は、所有権移転の申請です。9月1日、9日に現地確認で、事務局3名と原田委員とで現地確認をし、ヒアリングも行いましたので報告します。

資料は20ページから24ページを御覧ください。場所は佐波川より南、――から――mのところにあります。――――――は、譲受人が耕作をずっと行っております。

ページ24ページになるんですけど、そこの――――は田んぼに入る用水路です。――――――は畑の状況になっております。畑は営農計画どおりに行うということです。譲渡人

は——で農器具等は持っていないので、作る意思はないということです。

それと、許可基準である農地法第3条第2項の各号は、許可基準に当てはまるので問題ないと考えます。皆様の御審議のほどをよろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認されました。

続きまして、議案第52号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は3ページ、資料は26ページからになります。

議案第52号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は4件です。

転用事由の内訳は、太陽光発電設備が4件です。

申請番号1は、太陽光発電設備です。資料は26ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積0.5haの農地で、——から約——mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

申請番号2は、太陽光発電設備です。資料は34ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積0.5haの農地で、——から約——mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

申請番号3は、太陽光発電設備です。資料は42ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積2.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。

申請番号4は、太陽光発電設備です。資料は50ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。

以上です。御審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番と2番は、譲受人、譲渡人が同一ですので一括上程させていただきたいと思います。

1番、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の原田です。担当地区の松田委員が今日欠席ということで、代わって報告をさせていただけたらと思います。

議案第52号の1番及び2番は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備の設置のため、所有権を移転し転用したいという申請です。

現地確認につきましては、9月9日に事務局3名と松田委員と、私が木原小委員長の代わりで出席しております。それから資料につきましては、26ページから41ページというふうになります。

まず、26ページを出していただいたらと思います。まず議案第52号の1番と2番の申請地なんですが、同じ地区内に隣接してあるということで、南側のほうが1号です。それから——の方に2号があるということでございます。両方の申請地は、市の——から——に——から——mのところの位置にあって、申請地の1号のほうの下地に土手が斜めにちょっとあるんですが、そのすぐ下、南側なんですが、ここは——の倉庫がここに建っているところです。

それから27ページの図がありますが、右の上、ちょっと欠けておるんですけど、——が右の上になります。左の下地に——があるということで、ちょうどこの中間地点に申請地があって、——というふうに言われておる地区になります。

この地区については、三方を3mくらいの土手にぐるりと囲まれておるということで、ほかのところから遮断されたようなところになっております。ちょうど真ん中に農道があるんですが、ここに行ってみましたが、雑草が生い茂って、車両で抜けて通ろうと思ったんですが、途中で抜けることができないということで、引き返したというところです。

申請地の現況なんですが、耕作は全く行っておらず、雑草が茂っておりまして、ちょっと耕作放棄地の縁に近い状態なのかなというふうな状況で、圃場の周囲を回るのもちょっと困難な状態でありました。

それから申請地、この——の中なんですが、ほとんど太陽光発電が設置されておりまして、農地が僅か残っているというような状況で、今回の申請地もその一部ということでございます。

譲渡人のほうで電話を、これは松田委員が取られたということなんですが、——しておられまして、管理もままならない、農地を預かる人もなく、やむなく所有権移転をすることにしたということでございます。

それから、隣接土地所有者の承諾状況につきましては、34ページが1号、それから42ページが2号にあるとおりでございます。転用はやむを得ないというふうに判断します。御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。質問じゃないんですが、事務局にちょっと確認なんですけど、既にこの該当の土地に斜線が入ってますが、ほかの案件もみんな5条斜線が入っているんですが、あの斜線は農地以外の意味じゃないですか。

○事務局 そうですね、おっしゃるとおりで、この周りのところについてはもう転用があったというような。

○2番 該当の土地も斜線が入っちゃる。

○事務局 その場合は、これから転用するというところでも、最初にもう斜線を引っ張っているという。

○2番 まだ認めてないですよ。

○事務局 もし取り下げとかになったら、全部消しとりますので。

○藤井会長 厳密に言うたら、現段階でそこは白地にしとくべきやろ。

○事務局 でしたらそのように。ちょっとやり方を検討させていただければと思います。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

ほかに意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。1番、2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明お願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第52号の3は、太陽光発電設備に転用する所有権移転の申請です。現地確認を9月5日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。また、関係者への聞き取りを9月14日に行いましたので、報告いたします。

現地は、この紙面で4~2ページを御覧ください。先月、――のすぐ南側に、南側が出ておりましたが、そのすぐ右隣です。この土地も、――ところです。譲渡人は――で皆さんで話し合った結果、このたび、太陽光に売りたいということに決まったそうです。太陽光の会社の担当の方も先月と同じ方で、条例に則り計画書どおりにきちんと工事をするとのことです。

私が思いますのに、これからまだまだこの土地で出てくる予定です。条例ができて本当に良かったかなと思います。計画書もきちんと書いてございますし、やはり条例の力ってすごいなと思っております。

43ページにありますように、集団の農地面積2.3haのいずれの法令にも該当しない第1種農地です。

報告は以上で終わります。皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、説明お願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第52号の4は、太陽光設備に転用する所有権移転の申請でございます。

現地確認を9月5日、4名で、また関係者への聞き取りを9月14日、15日と行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は 50、51 ページ、――――――のすぐそばです。――――m² のパトロールでは、黄色区分の荒廃地で、長年私たちが悩んでいた地域です。

譲渡人の——には、————、————、管理ができないので太陽光の会社に売ることとされたそうです。このたびの会社は、私にとっては初めてでしたので、これも条例に則ってきちんと施行しますとおっしゃいまして、また——ですので、特に安全には気をつけますとのことでした。また、————も、きれいに整地し、計画どおりに工事するよう伝えますとのことです。

51ページにありますように、集団面積0.9haのいずれの法令にも該当しない第2種農地です。これもやむを得ない事情かなと思っております。報告は以上です。皆様方の御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしですか。

私のほうから一つお伺いたいんですけど、先ほど委員さんが、条例が制定されてから対応が大分変わったというふうにございましたけれども、どの辺が実感として変わったように認められているのか教えていただければと思います。

○1番 図面を見ましてもいろいろ詳しく、こっちが言いたいことがちゃんと書いてありますし、それから、隣接地権者への説明報告ですが、それも全部載せてありますし、――――にもちゃんと、言わなくても自ら最初に説明に行かれているようです。このたびのも、ここには――――などは書いてないんですけど、聞きましたところ一応声かけはされて、――――には一番最初に説明されたそうです。皆さんを集めようと思ったら、集まられなかつたということでございます。やはり会社の方もピリピリしていらっしゃるんですか。私もちょっとしつこかったかなと思うんですけど、――――にもちゃんと指導してくださいねと言ったもんで、今回会社の方も初めてだったので、ま

た電話してこられまして、――――のほうへ電話してこられて、何か不都合なことがありましたかねと聞かれたそうです。また――――が今朝、それを言ってくださって、いいえ、私の役割ですから、ちゃんと皆さんに同じようにお聞きしますし、条例どおりやってくださって、計画書どおりやってくださったなら問題ありませんというふうに、話が早くとおるようになりました。ありがとうございます。

○藤井会長 ありがとうございます。今、池田委員さんが説明されたような実感は、ほかの委員さんもお持ちなんでしょうか。変わったなという印象ありますか。あれば大変いいことだと思うんですけど。何かそんな御意見ないですか。

○1番 先方から言われますよね。条例があるからねと。

○藤井会長 それ大変ありがたいことなので、また実感の体験がありましたら、またこの場で報告いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

この件に関して意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、議案第53号、議案第54号、議案第55号、一括して審議していただきたいと思います。事務局、説明お願いします。

○事務局 御説明します。議案書は4ページからです。タブレットを御覧の方は、資料右下のページ数71ページからになります。

議案第53号は、農業地利用集積等促進計画案（所有者・機関間契約）について、議案第54号は、農業地利用集積等促進計画案（機関・受け手間契約）についてです。

議案第53号、議案第54号につきましては、県で公告予定の利用権設定が2件になります。農地の集積面積は998.17m²で、利用権の内訳や使用貸借権の設定が2件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第53号で山口農林振興公社が借り受けた農地の全てを、議案第54号によって貸付けを行うものです。

続きまして、議案書は6ページからです。タブレットを御覧の方は、資料右下のページ数73ページからになります。

議案第55号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和7年10月24日、公告予定の利用権設定が4件提出されています。この件の集積面積は1万289m²で、利用権の内訳は使用貸借権の設定が3件、貸借権の設定が1件です。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほどお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。地元委員さんで説明が必要と思われる方、全体をとおして御意見のある方の意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。おられませんか。

では、せっかくですので私のほうから一つ事務局にお伺いします。議案第54号の――、これ新規就農の方ですけど、順調にいかれている状況、現状がもし分かれば報告いただければと思いますけれども、まだ規模拡大も考えられておられるかと思いますけれども、その辺のところもぜひ皆さんに現状知つていただいて、農地の斡旋につなげていければと思いますので、何かありましたら。

○事務局 ——、——のによくしていらっしゃいます。池田委員さんの手助けもありまして、本当にどんどんやっていくんじゃないかというぐらいの勢いがあります。順調に、今、レンコンを作つていらっしゃるんですけど、レンコンのほうもできているということで、皆さんも見られたと思うんですけど、何号か前の農業新聞にも載せさせていただいて、順調ですということでございます。

最初当初一反ぐらいと言われていたんですけど、ちょこちょこ広げていらっしゃるのかなというところも見受けられるし、今、——のほうだけで限定していらっしゃるんですけど、もしかしたらまた別のところもやるかも分からないし、そういうところでまたほかの地域のほうでいいところがあれば、御紹介させていただいたらと思います。よろしくお願ひします。

○藤井会長 ぜひ、また皆さん、御協力を願ひいたします。

ほかに何か御意見がございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、別々に採決したいと思います。

まず、議案第53号、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第53号、承認されました。

続きまして、議案第54号、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第54号、承認されました。

続きまして、議案第55号、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。議案第55号、承認されました。

続きまして、議案第56号、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案書は8ページからです。

議案第56号は、農業地利用集積等促進計画策定の要請について（一括契約）で、令和7年9月2

4日公告予定の所有権移転が1件です。農業委員会がやまぐち農林振興公社に、農地中間管理事業法に基づく所有権移転の促進計画の策定要請を審議していただくものになります。

8月7日に——公民館で松永委員、三戸推進委員立ち合いの下、あっせん調整会議及び現地確認を行っております。

現所有者が耕作困難のため、譲受人が取得することになったものです。この促進計画により、現所有者からやまぐち農林振興公社への所有権移転、やまぐち農林振興公社から譲受人への所有権移転を一括して行うことになります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議していただきます。御意見のある方、お願ひいたします。

所有権移転の対価額でこの金額というのは、これどういう理解でいいのでしょうか。

○事務局 最低額での取引ということになっております。これからそれぞれの手数料等が引かれたものが受け人に渡るということなので、この金額がこの売買事業の最低金額となっております。

この農地なんですが、譲受人が以前から耕作をされていらっしゃったということで、今の渡し人のほうが——の方なんですが、——なのでこの際にということでお手続をされたということで伺っております。受け人の方は——を経営されている方で、ほかにも——m²近く、ほかで耕作をされているような方なので、しっかりと耕作いただけると思っております。

○藤井会長 この金額というか、贈与税がかかる金額になるわけではないですか。

○事務局 固定資産税の評価額が贈与税がかかる金額ほどは高くないです。半額以下ぐらいの金額ですので贈与税はかかるないと見込んでおります。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 改めて御意見がないようですので、採決に入ります。議案第56号を承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第56号承認されました。

あと報告事項が議案第57号から議案第62号までございます。目をとおしていただいて、御意見があればお伺いします。

○事務局 報告第62号は、令和7年3月27日で公告されました地域計画の変更についてとなります。全地区での変更がある月となっておりますので、各地区御確認いただければと思います。

○11番 11番、池田ですけど、報告第58号の1なんですけど、解約の申入日は令和3年、解約通知日も3年、これどういう関係でしょうか。以前のが載っているんですが、令和3年というのが今回載ってきたのはどういう経緯があるのか。

○事務局 かなり前に解約をされていたと、口頭で解約をされていたそうで、でも正式にこのたび持つ

てこられたというようなところでございます。かなり前に口頭での解約をされておったというところで、ちょっとこの日付を書かれたので、すいません、そのまま載せております。

○11番 口頭では正式な解約ではないから。

○事務局 それでなるべく近い日付を書いてくださいとお伝えはしたんですけども、これを書かれているというような形です。御本人さんの中でもこの日付というような認識でいらっしゃるものですね。本来であれば、あまり好ましくないかなと思うんですけども。

○11番 そういうことよくあるんですか。

○事務局 なるべく、申請日より半年。

○事務局 今回の件につきましては、御両者が、もともとのその契約自体が口頭でやっていたという、戦前的小作で、どこにも届け出る必要性がないというふうに御認識されていたということです。

こちらの事務局のほうに御相談いただいたのが、この時点になりまして、ちゃんと登録があるものなお手続きが必要ですという御説明をした結果、こういう形になっております。引渡し自体が、もう作られなくなつて返すよというふうに返されてしまったのがこの日付だということで、渡し人の方がそのように言われて、それ以降は受け人の方が作られていないので、今の時点の日付を書くわけにはちょっとどうしてもいかないというふうに強く言わされた結果、このようになっております。

○11番 もともと口約束でやっている、契約そのものが形がないやつは、正式にこういうところで合意解約の手続きが必要になるの。

○事務局 戦前的小作の登録が、小作台帳というものが事務局のほうにございまして、そこに記載されていた戦前的小作については農地台帳に登録がございます。ただ、それを今されている方が認識があるかどうかというところは何らこちらが通知をしているわけでもないので、お問合せいただかないで登録があるかないかというのが分からぬ現状です。実際にどなたかに売買しようとかする際に、こういう権利がついておりますという御説明をさせていただいて、正式なお手続きをいただくことがあります。なので、作られている方が亡くなつた状態のものとかも残つてたりするので、気になっていらっしゃるような方がお近くにいらっしゃるようでしたら、事務局にお問合せいただければ、御説明のほうはさせていただきます。

○藤井会長 池田委員さん、よろしいですか。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、これで閉じたいと思います。

御審議ありがとうございました。

午後3時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 9月17日

議長 藤井伸昌

署名委員

署名委員